

## 3月13日以降の職員のマスク着用等の取扱いについて

### 1 一般的な職場における対応

#### (1) 庁舎内における取扱い

- 職員のマスク着用は、個人の判断を基本とする。(政府方針によれば、マスクの着脱は、個人の意思に反して強制されないことが重要。)
- 執務室や会議室、窓口等において、外来者等に対してマスク着用の呼びかけは行わない。(所属長が必要と認める場合は、咳等の症状がある外来者等に対して、マスクの着用をお願いする旨の掲示を行うことができる。)
- 不特定多数の県民・事業者と接する窓口業務などで、所属長が感染対策上必要と判断する場合は、マスク着用を原則とする。
  - ※ 窓口業務を含め、対面での長時間の会話を行う場合などで、顔の正面から1m以上の距離が確保できない場合等には、密接の回避の方策として、パーテーションの設置による飛沫感染対策が有効であること。ただし、エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーテーションの設置に留意すること。

#### (2) 庁舎外における取扱い

- 高齢者等重症化リスクの高い方へ個別訪問する場合は、マスク着用を原則とする。
- 医療機関や高齢者施設などの施設へ訪問する場合は、マスクを着用する。

#### 【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る今後のマスク着用の対応について」  
(令和5年3月7日付け総行安第11号、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知)
- ・「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント(抜粋)」  
(令和5年3月7日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室通知)
- ・「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
(2023年3月13日付け、一般社団法人日本経済団体連合会)

## 2 特別な配慮を要する職場における対応

### (1) 県立病院等

- 感染対策上の理由から、病院内では、入院・外来患者、病院利用者、職員・委託業者等全ての人がマスクを着用する。
- 県、山形県医師会、山形県病院協議会、山形県薬剤師会の四者により、医療機関（調剤薬局含む）内でのマスク着用を呼びかける。

#### 【対象施設】

中央病院、河北病院、新庄病院、こころの医療センター、  
こども医療療育センター、こども医療療育センター庄内支所

### (2) 福祉施設

- 感染対策上の理由から、職員及び入所者・利用者のマスク着用を原則とする。

#### 【対象施設】

福祉相談センター、庄内児童相談所、一時保護所、鶴岡乳児院、朝日学園、  
最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター

※ 一時保護所では入所児の判断を尊重する。鶴岡乳児院では乳幼児にマスクを着用させない。

※ 精神保健福祉センターでは診察・相談業務時のみマスクを着用する。

### (3) 県警察

- 業務上の理由から、職員はマスクを着用する。

### (4) 県立学校

- 文部科学省が作成する衛生管理マニュアル等に基づき対応する。

### (5) その他の施設

- 感染対策上又は業務上の理由がある場合は、上記施設の例を参考として、マスク着用を原則とすることを検討する。

## 3 その他

- マスクを着用しない場合であっても、庁舎内外において必要時に着用できるようマスクを携行する。
- マスク着用等の取扱いが不明な職場については、総務部及び健康福祉部で相談に応じ、適宜、アドバイスを行う。
- 引き続き、換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接のすべてを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策を徹底する。
- 個人の意思に反し、マスクの着脱が強いられないことがないよう、また、マスクの有無による差別や偏見が生じることがないように十分留意すること。
- 5月8日以降の取扱いについては、改めて検討する。
- 政府から新たな方針が示された場合は、適宜、本取扱いの見直しを行うとともに、感染状況に応じて柔軟に対応する。